

無料法律相談会のご案内

開催日

毎月第3土曜日 ※初回のみ日曜日開催となりますのでご注意ください。

10月
15日
日

11月
18日
土

12月
16日
土

2024年1月
20日
土

1回
30分

13:30～14:00

14:15～14:45

15:00～15:30

15:45～16:15

会場

長久手市文化の家 会議室

法律のお悩みに個別に弁護士がお答えします。

相続



離婚



労働



借金



もちろん、他の分野でも相談できます。



<鉄道・バス>

- 東部丘陵線（リニモ）「はなみずき通」駅下車、1番出口から徒歩7分
- 名鉄バス「長久手文化の家北」バス停下車、徒歩4分

<車>

- 東名高速道路 名古屋インターから車で10分
- 名古屋瀬戸道路 長久手インターから車で10分
- 駐車場301台

お申し込み【事前予約制】

右記より予約をお願いいたします。
予約方法・・・電話かE-mailにて



弁護士法人 Nagoya Kita Law Office

名古屋北法律事務所

E-mail info@kita-houritsu.com

きた事務所 TEL 052-910-7721

〒462-0819 名古屋市北区平安2-1-10第5水光ビル3階

ちくさ事務所 TEL 052-745-2227

〒464-0074 名古屋市千種区仲田2-15-8 NTビル7階

事務所公式ホームページ

<https://www.kita-houritsu.com/>



長久手市にお住まいの方も 気軽に利用できる法律事務所

「弁護士は敷居が高い」「弁護士に頼まなくても大丈夫だろう」「費用が高額になるのではないか」、このような理由で弁護士への相談をためらっているうちに、紛争が拡大してしまった。残念ながらこのような方に出会うことは珍しいことではありません。

早めに弁護士に相談することで、様々な法的なアドバイスを受けることができ、紛争解決の道筋を得ることができるようになります。

弁護士には扱うことができる法律問題や手続に制限はありません。そのため、あらゆる法的処理の代理人として、積極的に動くことができます。

ご自身の持つ法的な権利について、相談して「初めて分かった」という方もたくさんいらっしゃいますので、まずはご相談されることをおすすめします。

こんな相談ができます

相続・遺言	労働問題	労働災害
離婚問題	交通事故	中小企業
借金問題	借地借家	消費者
刑事	その他	

当法律事務所での相談は初回45分間無料です。

【事前予約制】

電話かホームページから予約をお願いいたします。



弁護士10名の 総合力で

相談・依頼をお受けする弁護士は、経験豊富なベテランから正義感あふれる新進気鋭の若手弁護士まで。

それぞれ異なる個性と専門分野を持ちつつ、チーム力で問題の解決にあたっています。

弁護士 長谷川一裕	弁護士 伊藤勤也
弁護士 白川秀之	弁護士 山内益恵
弁護士 篠原宏二	弁護士 加藤悠史
弁護士 斐 明玉	弁護士 中島万里
弁護士 新山直行	弁護士 村上光平

お気軽にご相談ください

 弁護士法人 Nagoya Kita Law Office
名古屋北法律事務所
(愛知県弁護士会所属)

きた事務所 TEL 052-910-7721

〒462-0819 名古屋市北区平安2-1-10第5水光ビル3階

アクセス：地下鉄名城線・上飯田線 「平安通駅」4番・5番出口すぐ

ちくさ事務所 TEL 052-745-2227

〒464-0074 名古屋市千種区仲田2-15-8 NTビル7階

アクセス：地下鉄東山線 「今池駅」3番出口から東へ徒歩5分

事務所公式ホームページ

<https://www.kita-houritsu.com/>



名古屋北法律事務所は地域に根ざした法律事務所として、日常生活に起こる法律問題、中小企業、自営業者に生じる紛争を取り扱っております。

特に、高齢化社会に特有の相続・遺言、労働者と会社との労働事件、成年後見、離婚問題、交通事故、中小企業のご相談に専門的な弁護士が対応しております。もちろん、それ以外の様々な法律問題にも幅広く対応しております。

法律事務所での初回相談は45分間無料です。今回の法律相談会にご都合がつかない方も、まずはお気軽にご連絡ください。